

2-2 「移動」

評価軸：介助の方法

- ・移動の手段は問わない
- ・義足や装具等を装着している場合や、車いす・歩行器などを使用している場合は、その状況に基づいて評価する。
- ・車いす等を使用している場合は、車椅子等に移乗したあとの移動について選択する。



いどうちゃん

【定義】

「日常生活」において、食事や排せつ、入浴等で、必要な場所への移動にあたって、見守りや介助が行われているかどうかで選択する。



スキルアップちゃん

記載のpoint

- ① 移動の機会を特定する。（1日の中でどこへ、何回移動しているか。）
- ② 場面毎の具体的な介助の方法を聞きとる。（移動距離や室内環境で介助の方法が変わることが多い。場面毎の聞き取った内容を簡潔に記載する。）
- ③ よい頻回な状況で選択する。

※介助されていない人も、移動の機会を頻度と共に記載する。



【わかりやすい記入例】

移動は個人差の
大きい項目です！

①移動の機会・頻度
②介助の方法、③隠れ介助
が書かれているとわかりやす
いです！



1 「介助されていない」

◆①②日常生活において移動に介助は行われていない。転倒もない。(1日にトイレ8回、食堂3回、洗面所2回、入浴1回)

◆①②自宅内は杖を使用し介助なくゆっくり注意をしながら移動している。(1日にトイレ8回、食堂3回、洗面所2回、入浴1回) ③外出時は、杖を持ち家族が支え移動している。(受診時2回/月)

3 「一部介助」

①②自宅内の移動は、トイレ(4回/日)のみである。トイレまでは毎回家族が身体を支える介助を行っている。③外出時(受診1回/月、デイサービス送迎時2回/週)は車いすを押す介助を行っている。

2 「見守り等」

◆①すり足歩行で家具や壁を支えに歩行している。月1回程度転倒して起き上がれないことがある。(1日にトイレ8回、食堂3回、洗面2回) ②移動時は常に家族が付き添い見守っている。③週3回の入浴は居室から距離があり手引き歩行を行っている。

◆①独居のため移動に介助は行われていない。転倒が多く(回数は不明)あざが頻回にできている。トイレ(10回くらい)、食堂(2回)、洗面所(1回)に移動している。②転倒の危険があり、移動時は、介護者が見守り、声掛け等が必要と判断し見守り等を選択する。

4 「全介助」

①寝たきりの状態のため移動は、入浴のみ(3回/週)。
②ストレッチャーで介護者が2人で移動している。

認定調査スキルアップちらし
令和5年11月号

第4群 精神・行動障害（BPSD関連項目） 個人差の大きい項目です。

選択のポイント

介護の手間とは関係なく選択されるよ



行動の頻度

定義に規定されている行動
（場面や目的から見て不適當な行動）

調査前過去1か月の頻度

- ・週1回以上発生・・・「ある」
- ・月1回以上発生・・・「ときどきある」

特記事項のポイント

対象者への実際の対応や
介護の手間の状況について、
頻度とともに記載してください。

◎ 審査会の二次判定に用いられています。





スキルアップちゃん

BPSD関連項目の選択肢には「ある」「ない」の表現が含まれています。
評価軸は有無です。

- ◎ 選択基準は「行動」の発生頻度に基づき選択します。
- ◎ 特記事項で重要なのは「介護の手間」と「頻度」です。

複数選択について

1つの行動がいくつもの項目に該当することがあります。

介護の手間については、選択項目ごと別々に書くのではなく、まとめて書くのがコツです。

<記入例> ①行動 ②頻度 ③介護の手間

4-1 被害的 4-12 ひどい物忘れ

①財布や保険証など大切なものを自分でしまったことを忘れて、「財布がない、保険証がない。返してほしい」と訴える。家族が預かっていないと伝えると「私はしまっていない、知らない。家族が私に黙って持っていたんだから返せ」と言い続ける。言い始めると見つかるまで訴えるので、③家族はその度に見つかるまで(5~10分)一緒に探す手間が発生している。②(2~3回/週)



過去14日間にうけた特別な医療について



記入point!

★ 選択の3原則は・・・

- ① 医師、または、医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定される。
(家族等は含まない)

※家族、介護職種を行う類似の行為は含まないが、「7. 気管切開の処置」における開口部からの喀痰吸引（気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る）及び「9. 経管栄養」については、必要な研修を修了した介護職員が医師の指示の下に行う行為も含まれる。

- ② 14日以内に実施されたものであること。
③ 急性期対応でないこと。（継続的に行われているもの）

★ 特記事項に記載することは・・・

- ①実施頻度/継続性 ②実施者 ③当該医療行為を必要とする理由

※医学的な判断は求められていません。

継続性が不明な場合、開始時期及び終了予定を記載してください。

★ 聞き取りを行う人は・・・

- ①調査対象者 ②家族又は介護者 ※医療機関に確認する必要はありません。



スキルアップちゃん



認定調査の実施及び留意点

認定調査員テキスト2009(改訂版)P6～

確認動作等、すべての項目を確認していることを伝えていただけますか？

調査対象者、ご家族等から、「認定調査で確認動作をしてもらっていない」、「話していないことが書かれている」等の問合せがあります。

「対象者がきちんと調査をしてもらったと感じる」調査をお願いします。



スキルアップちゃん

- ・ 調査対象者の心身の状態が安定している時に行う。
- ・ 調査日時は調査対象者、家族、実際の介護者と調整。
(可能な限り家族や施設職員等、調査対象者の日頃の状況を把握している人に立会いを求める。)
- ・ 調査場所は 日頃の状況を把握できる場所とする。
(日頃の状況を確認できる場所以外で調査を行う場合は、明確な理由を特記事項に記載する。)
- ・ 「目に見える」「確認しうる」という事実によって調査を行う。
(確認動作が行えなかった場合は、その理由や状況、具体的な内容を特記事項に記入する。)
- ・ 調査依頼後できるだけ速やかに調査を実施し、調査票を提出する。

5-1 薬の内服(介助の方法)



定義

「薬の内服」とは、薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む（水を飲む）という一連の行為のことである。

- ※ 調査日より概ね過去1週間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。
- ※ インスリン注射、塗り薬の塗布等、内服以外のものは含まない。
- ※ 経管栄養（胃ろうを含む）などのチューブからの内服薬の注入する場合も含む。



スキルアップちゃん



point!

「5-1 薬の内服」は介助が行われているかどうかで判断する項目です。

「2-3 えん下」ができず内服薬がないから、「5-1 薬の内服」は介助はされていないという選択をされる方がいます。

「2-3 えん下」の能力を勘案せず、対象者が内服をする場合どのような介助が必要かを想定して選択をします。

(認定調査員テキストP133③参照)

【記入例】

- ★「実際の介助の方法が適切である」と判断した場合は、実際の介助の方法に基づき選択
- ★「実際の介助の方法が不適切である」と判断した場合は、適切な介助の方法で選択



選択肢	実際の介助が適切な場合	①より頻回な状況で選択 ②適切な介助の方法で選択	対象の行為が発生していない場合
介助されていない	◆落葉等の心配があり薬局で一包装してもらっている。一包装した薬を自分で内服している。(3回/日)飲み忘れないと家族より聞き取る。	① 自分で薬、水を準備し内服をしている。1~2回/週飲み忘れがあり、家族が声をかけている。より頻回な状況より「介助されていない」を選択する。	◆現在処方はされていない。認知機能の状況、金銭管理の状況等より、処方されても自分で服薬管理し内服することができると判断し「介助されていない」を選択する。
一部介助	◆内科、整形などいくつかの診療科の薬があり、家族がわけ、お薬カレンダーへセットしている。セットすれば自分で内服できている。(2回/日)	② 独居のため介助は行われていない。処方された薬が大量に残っている。不適切な状況にあり、適切な介助の方法として、薬、水の準備、手渡しが必要と判断し「一部介助」を選択した。	◆現在処方はされていない。2か月前に内服薬が処方された時は、薬、水の準備、声掛けが必要であったため「一部介助」を選択した。
全介助	◆経管栄養であり、経口での服薬はない。介助者により内服薬をチューブから注入する介助が行われている。(2回/日)	① 内服は1日3回あり。朝夕は手のこわばりが強く薬を口に入れる介助を家族が行っている。昼の内服は卓上に準備されている。より頻回な状況より「全介助」を選択する。	

5-5 買い物(介助の方法)

定義

「買い物」とは、食材、消耗品等の日用品を選び(必要な場合は陳列棚から商品を取り)、代金を支払うことである。

留意点

- 店舗等までの移動、及び店舗内での移動については含まない。
- 店舗等に自分でインターネットや電話をして注文をして、自宅へ届けてもらうことは「買い物」をしていることに含む。
- 家族やヘルパー等に買い物を依頼する場合は、「買い物の依頼」、「買い物を頼んだ人への支払い」も含めた一連の行為に対して介助が行われているかどうかで選択する。

「5-5 買い物」について、すべてに介助が行われている場合「全介助」の選択をしますが、「習慣的に行わないのか」、「できなくなったのか」を記載すると、対象者の状況が伝わります。

よく出来ることも
記載する！



スキルアップちゃん

【記入例】

- ★「実際の介助の方法が適切である」と判断した場合は、実際の介助の方法に基づき選択
- ★「実際の介助の方法が不適切である」と判断した場合は、適切な介助の方法に基づき選択



1 「介助されていない」

- ◆一人で買い物に出かける。自分で商品を選び支払いを行う。(週2回)
- ◆1日置きにスーパーに行く。食材、日用品等を自分で選び支払いを行う。重い野菜やトイレットペーパー等は週末に家族と買い物に行き運んでもらう。

2 「見守り」

- ◆日用品等は自分で棚から取ることができ。指定の金額がだせず、レジの担当者にお財布の中のお金を全部出し確認してもらい支払っている。
- ◆食材の依頼書を記入時に、家族が食材の有無を確認し、声をかけている。支払いは何とか可能。

3 「一部介助」

- ◆食材・日用品等を選びかごに入れることはできる。大きい物、重い物は家族に取ってもらうことがある。支払い、購入後の詰替えは家族が行う。(1回/週)
- ◆ヘルパーに日用品等の必要なものを依頼し購入してきてもらう。代金の支払いもできる。(1~2回/週)

4 「全介助」

- ◆若い頃から、日用品や食材の買い物は家族が行っており、本人は依頼もしていない。趣味の本は自分で選んで買っている。
- ◆自分の欲しいもの(嗜好品)を買いに行くことはある(月1回程度)が、日用品等は家族が購入している。

認定調査の実施および留意点

認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、やむを得ず以下のようなことがありました。

- ・調査時間が十分とれなかった(面接時間を制限された)
- ・病室や個室に入れず、日頃の状況の確認が十分できなかった
- ・確認動作を実施することができなかった。
- ・病院や施設の調査で家族に立ち会ってもらえなかった。

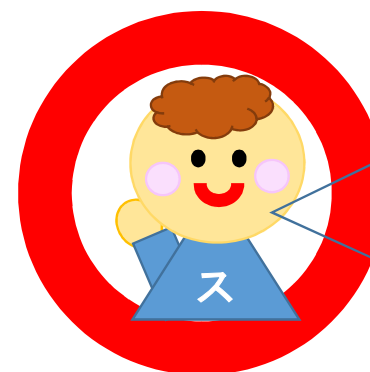


- 調査場所・・・日頃の状況を把握できる場所
- 立ち合い者・・・対象者本人からだけでなく、日頃の状況を把握している立ち合い者からもききとり
- 「目に見える」「確認しうる」という事実により調査を行う
- 「能力」で評価する項目は、原則対象者に行ってもらって行ってもらえなかった場合は理由を特記事項に記載する

コロナ禍ではやむを得ずできなかったことがありましたね



コロナ前の生活に戻って
きました。
認定調査も本来あるべき
方法で実施するようお願い
いたします。



審査会マーク「●」について 名古屋市



審査会マーク
「●」は、どんな時
についているか、
ご存じですか。

下記①～③に該当する場合、本市では審査会資料作成時、該当する項目の特記事項の文末に「●」をつけています。

- ① 調査員が判断に迷った時
- ② より頻回な状況で選択したとき
- ③ 適切な状況で選択したとき

・調査員の選択が適切かの確認
・対象者固有の介護の手間の検討
「●」は審査会で委員に着目していただきたい項目につけています。

①～③の詳細については、令和6年4月～6月号に掲載します。



スキルアップちゃん



point !

伝わる特記事項をめざしましょう

【必要なこと】

- ①選択の根拠 ②頻度
- ③具体的な介護の手間

【簡潔・明瞭に書くために】

- ・頻度は文末に(○回／日)のように記載する
- ・文章は短く
- ・敬語は不要
- ・どの項目の特記事項か明確に
- ・主語をはっきりと

※「能力」で評価する項目の主語は、「対象者」
「介助の方法」で評価する項目の主語は、
「介護者」

令和5年度の調査委託料の
請求期限は令和6年4月10日
になっております。期限内
のご請求にご協力ください。



【R6年度調査委託料の変更にもなう 請求時のお願い】

令和6年4月1日以降に依頼する調査から以下のとおり変更します。
請求書記入時、金額をご確認のうえご請求ください。

区分 (依頼日)	令和5年度 (令和6年3月29日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日以降)
在宅	3,150円	6,050円
施設	2,620円	3,410円

<例>調査依頼日は令和6年3月25日、認定調査を4月1日に実施した場合は、令和5年度の契約に基づきお支払いします。調査依頼日で、調査委託料の金額が決まりますのでご注意ください。